

鳥取県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
浜村停車場線	鳥取市気高町勝見字湯尻 682-41 地先から同字 680-5 地先まで	14.8~27.5	12.0
八束水勝見線	鳥取市気高町勝見字大沢 658-5 地先から同市気高町勝見字湯尻 681-1 地先まで	4.9~7.4	242.0
倉吉由良線	倉吉市和田字上畑田 180-3 地先から同市和田字野畑 346-2 地先まで	6.9~40.5	472.0